

平成30年2月第1回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 平成30年2月22日(木)

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 武 井 知 香
事務局次長兼班長 谷 村 直 人
議 事 班 主 任 千代岡 陽 子
議 事 班 主 事 小 椋 雄 平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 小 松 幹 侍	副 市 長 久 保 信 介
総 務 課 長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	産業振興課長 川 上 建 司
教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之	

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 平成29年度室戸市一般会計第5回補正予算の専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 平成29年度中部学校給食センター建築主体工事請負契約の締結について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第4まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

ただいまから平成30年2月第1回室戸市議会臨時会を開会いたします。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名中、全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（濱口太作君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。堺議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（堺 喜久美君） おはようございます。

平成30年2月第1回室戸市議会臨時会を開会するに当たり、議会運営委員会委員長報告を行います。

本日、議長出席のもと、議会運営委員会を開会し、議長から諮問のありました会期及び日程等についての協議を行いました。

今期臨時会に提案されております案件は、付議事件2件、うち予算関係1件、その他1件となっております。

会期につきましては、本日1日限りとし、議案審議においては委員会付託を省略することといたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において堺喜久美君及び久保八太雄君を指名いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第3、議案第1号平成29年度室戸市一般会計第5回補正予算の専決処分の承認についてから日程第4、議案第2号平成29年度中部学校給食センター建築主体工事請負契約の締結についてまで、以上2件を一括議題といたします。

専決処分の報告並びに提案理由の説明を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） おはようございます。

本日、平成30年2月第1回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

提案理由の説明に先立ち、報告事項について申し上げます。

まず、事故等による損害賠償額を決定し、和解することについてであります。

平成29年11月8日に室戸市元甲1571番2地先の市道向江自然ノ家線において発生した自動車損傷事故について、平成27年度繰越明許佐喜浜町浦地区津波避難タワー建築工事において発生した隣接家屋の損傷について、平成29年9月7日に室戸市立羽根小学校駐車場において発生した自動車損傷事故について及び平成29年9月14日に香南市の社会福祉法人香南会総合福祉ゾーンオークの里駐車場において発生した電柱の支線損傷事故について、以上4件に係る損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づきそれぞれ専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてであります。

まず、平成28年度繰越明許浮津西町地区津波避難タワー建築本体工事請負契約の変更に ついてであります。

同工事において、敷地周りの仮設フェンス工事を追加したこと並びに湧水の発生により水かえ工事及び土どめ工事を追加したことなどに伴い、請負金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、平成28年度繰越明許脇地地区津波避難タワー建築本体工事請負契約の変更に ついてであります。

同工事において、敷地周りの仮設フェンス工事を追加したこと及び同時進行していた市道改修工事に伴う関連経費を追加したことなどに伴い、請負金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、平成28年度繰越明許浮津西町地区津波避難タワー建築本体工事請負契約の変更に ついてであります。

同工事において、西側に隣接する市道の補修経費を追加したことなどに伴い、請負金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、

同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、平成28年度（仮称）むろと海の学校及び集落活動センター整備事業校舎等改修工事請負契約の変更についてであります。

同工事において、施設管理区分ごとの電気の引き込み工事を追加したことなどに伴い、請負金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、今臨時会に提案いたします案件は、予算関係1件、その他1件の計2件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号平成29年度室戸市一般会計第5回補正予算の専決処分の承認について。

本案は、ふるさと室戸応援寄附金について、想定を上回る申し込みがあり、お礼品の発送等早急に対応する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第2号平成29年度中部学校給食センター建築主体工事請負契約の締結について。

本案は、平成29年度中部学校給食センター建築主体工事について、平成30年2月6日に総合評価方式による指名競争入札を行った結果、評価値の最も高かった有限会社川村総合建設代表取締役川村五介氏と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、概略説明をいたしましたが、詳細につきましては関係課長から補足説明をいたさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（濱口太作君）** 日程第3、議案第1号平成29年度室戸市一般会計第5回補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上産業振興課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時15分 再開

**○議長（濱口太作君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱口太作君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第2号平成29年度中部学校給食センター建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。黒岩財産管理課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。谷口總一郎君。

○7番（谷口總一郎君） 7番谷口。議案第2号について質疑を行います。

1点目、議案資料1ページの一番下に5、履行期限とあります。この公共工事の履行期限についてお聞きをいたします。

これまで室戸市においては、公共工事のこの期限を守れない事件が毎度のようにありました。火葬場新設工事のときも繰越、事故繰越と3年目にまで転がり、この履行期限は守れませんでした。ですが、議会でその点をお聞きしますと、市長答弁の最後で、申しわけありませんでしたと謝罪しただけで終わっております。でも、期限が守れないでごめんなさいで済むならば、ルールはなきに等しいと思っております。

そこで、お聞きをいたしますが、この工事に関して言いますと、平成31年3月25日までに工事が終了しなかった場合、工事業者に室戸市はペナルティーを科すのでしょうか。それとも、入札期限を守れなくても、契約業者に対しペナルティーなどないのでしょうか。その点をお聞きをいたします。

2点目に、このような公共工事入札の契約に規定したことを守れない場合のペナルティーについて、法律ではどのように規定しているのでしょうか。何法の何条に履行期限を守れなかった場合はどう処分すると記載してあるのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、3点目、室戸市が行う大型公共事業では毎度のように追加工事が議会に提案されますが、この工事に追加工事は行うのでしょうか、行わないのでしょうか、お聞きをいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 谷口議員にお答えします。

1点目の履行期限を守れなかった場合についてですが、これいろいろな条件があつて、契約書に書かれちゃうこと以外のことで完成期限に間に合わなかった場合ということですが、この場合は損害遅延金を取ってその業者に継続させるか、その時点で契約を解除して、出来高で支払うかということになります。

何条の法律になるかということですが、これは契約書のほうで定められているということではいかせております。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。竹本教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君） 谷口議員さんの御質疑にお答えをいたします。

3点目に質疑をいただいた追加工事があるかという内容ですけれども、現工事については設計をして、その設計を精査した上で工事を発注しております。それに伴うところの工事を施工していただきますので、現時点で追加工事を考えているものではございません。

ただ、いわゆる不測の事態とかというふうなことがあれば、当然追加しなければならないものもございますが、現時点では設計した施工内容で成果として出てくる工事で十分に一定の主体工事ができるのではないかとということで追加工事は考えてはおりません。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 谷口総一郎君の2回目の質疑を許可いたします。谷口総一郎君。

○7番（谷口総一郎君） 2点目に履行期限を守れなかった場合、どう処分すると記載してあるのかと、何法の何条にとお聞きをいたしました。答弁は契約書のほうに書いてあるというだけで下がりましたので、どう書いてあるのか、そして公共施設の工事に関する法律って何法っていうのか僕わかりませんが、その法律に何法の何条に何と書いてあるのかを教えてください。

以上で2回目の質疑を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 時間をとりまして、申しわけありません。

履行遅滞の場合における損害金につきましては、契約書の第44条のほうに履行遅滞の場合における損害金ということで、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求ができるということで規定されております。

それと、第49条のほうで契約を解除する場合のことにあつての費用の徴収、受注者の解除権については43条のほうに規定をされております。その場合に、受注者はその契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができるということが契約書の48条のほうに記載されております。以上です。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。第2号議案について何点かお聞きをいたします。

まず、この評価値ですわね。これは当然いろいろの請負高とか、従業員数とか、そのときの入札額とかによって評価値は違ってくると思うのですが、そのときの入札額の評価値は別にして、そのほかの評価値というのは自分の会社ではこれぐらいというふうなのができるのかわからないのがまず1点ですわね。

それから2点目が、例えば工事を増額する場合ですわね、1回受けて増額した場合に、仮に今回の場合でしたら10%とした場合、3,000万円変更額が出た場合に請負更正をしますわね。入札率によって請負更正をしていくわけですが、その請負更正をした時点でこの総合評価でやった場合、課長、わかりますかね、3,000万円増額しますよと、そしたら入札率で請負更正が出てくるわけですわね。ということは、その請負更正額が請負額、入札額というふうな落札額というふうな感じになると思うのですが、そのときに総合評価方式で下側の額を、最低価格に近い額を入札しておいた業者と、それよりか高い業者があった場合に、仮に総合評価で高いところが落札者になった場合、今回の場合は恐らくそういうことやと思うがやけど、これを例えば3,000万円増額したときに、請負更正をしたときにこの評価値というものは変わるのか。今回の場合でしたら1000分の2ぐらいしか違わんわけですけど、物すごい僅差なわけですわね。3,000万円増額して、請負更正をしたときに、今回のような入札率でやった場合、総合評価が変わるのか変わらんのか、逆転する可能性があるのかないのか、この総合評価方式でやった場合、そういう場合は変わる可能性があるのかないのかをお聞きをいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 上山議員にお答えします。

まず、1点目の評価値のもととなる評価点につきましては、会社の施工実績であるですか、技術者の要件とかですとか、そういったものについては、その会社から提出をしますので、当然自分の会社が何点出しているのかというのはわかります。

（2番上山精雄君「他社のほうはわからん」と呼ぶ）

○財産管理課長（黒岩道宏君）（続） 他社は、はい、わかりません。

2点目の請負更正云々についてですが、あくまで総合評価方式による入札ということですので、入札の時点では総合評価方式でやっていますが、その後の変更等について、それが影響してくるといえることは、ほかの入札もそうと思いますが、そういったことはございません。評価値が、入札が終わって、工事が始まった後に増額等があって、それによって評価値が変わってくるということとはございません。

○議長（濱口太作君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2回目をします。

自分が聞きたいのは、総合評価方式でこの入札でこういう数字が出てきて、今回の場合は

1000分の2の違いなわけよね。自分が聞きたいのは、請負更正をしたら、その請負更正額が請負額になるわけやから、その請負更正をした時点で、例えば今回の同じような方式で入札率でやった場合に、この総合評価方式の数値が逆転する可能性があるのかどうなのかということ聞きゆうがよ。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 上山議員にお答えします。

総合評価値の評価点につきましては、あくまで入札時の評価点でございますので、その後に変更することはないと考えております。変わらないものと考えております。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。本件に関して質疑をいたします。

まず、この入札評価値が、先ほど上山議員も言いましたけど、0.002か、構んかったら金額換算にしたらどれぐらいになるのか、教えてください。

それから、この工事全体、3億2,000万円ですけれども、この工事について、隣接地に建設するということで、この隣接地の造成工事はもう終わっていましたかね。そしたら、その部分もこの入札金額の中に、設計書の中に含まれているのかどうか。

それから、本体工事の基礎工事に着手するまでの造成工事の期間を大体どのぐらい予定しているのか。

それから、この入札金額が一括なのか、それとも水道、電気、それから備品、これらはどうなっているのか。大体で構いませんけれども、水道工事、電気工事、備品工事の金額を教えてください。

それから、谷口議員が質疑をしたように、この落札業者は工期を守らない、守れないというのが平成26、28年では常態化しておりましたけれども、何か月延びようが、室戸市は遅延金を請求するというような行為がなかったわけですけれども、今回、来年3月までの工期ですから、かなり長い工期になっております。それで、設計監理も委託するわけですし、それから教育委員会に監督職員がおると思いますけれども、そのよっぽどの理由がない限り、業者の責に帰す場合には毅然とした態度で遅延金を取るというようなことが今までできてなかったけれども、今回はできる姿勢があるのかどうか、そういうことをどういう気持ちでおるのか、教えてください。以上です。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 山本議員にお答えします。

まず、1点目の評価値の0.02を金額に換算したらということですが、これは9万7,000円です。

4点目の損害遅延金の関係ですが、あくまで受注者の責めに帰さない状況により工事の完成がおくれた場合については、遅延金なり解除をとるなりということで取り扱っております。昨



年度も数件そういった形でペナルティーをとったケースもございます。以上です。

○議長（濱口太作君） 竹本教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君） 山本議員さんの御質疑にお答えをいたします。

2点目の室戸小学校の隣接ということで、隣接している部分の造成関係なんですけれども、これは現在まだ、この工事に含めてますので、現状まだ発注というか工事はしてません。現状としてやっている工事として申し上げますと、造成部分に体育倉庫がございますので、その移設工事を別工事で発注してございます。それを3月5日を工期としておりますので、年度内に完成させたいというところで考えております。

それと、御質問いただきました造成工事の金額というのは、今手元に押さえてないので、お構いなければ後ほどということにさせていただいたらなと思っております。申しわけございません。

それと、基礎工事等の工期の関係がどれくらいかということですが、おおむねこの発注でいくと5月過ぎぐらいが工事の施工になるのではないかというふうには考えておりますが、まだ業者のほうと契約を交わしてないので、工程表をいただけてない状況ですので、特に今回の基礎工事については特殊な施工といいますか、コンクリートの普通の基礎じゃなくて、くい打ちをせんといかん基礎で設計を上げてますので、これいわゆる地下水が流れゆうところで、下流域に水源地もあったりするということで、そういう工事を入れてますので、下請する業者さんの日程もあるかと思うので、申しわけございませんが、時期も今現在明確にはなっていないところで御理解をいただきたいと思えます。

それと、5点目の業者の責に帰する場合の取り扱いについてということでございます。従前もそうですけれども、役所として毅然とした態度で対応していくということには変わりはありませんので、よろしく願いいたします。

4点目でした。分離発注という内容になろうかと思えます。分離発注でございます。先ほど申し上げました倉庫の工事の関係をまず発注しております。そして、あと電気工事、それと機械工事を入札しております。ですので、工事内容としては、今回の案件となっている建築主体工事、そして電気工事、それと機械工事、主に水道等も入るんですけど、それと先ほど言いました倉庫の移設工事と4工事に分かれます。金額のほうはまた後ほどで構いませんか。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。亀井賢夫君。

○3番（亀井賢夫君） 3番亀井。本案について質疑をいたします。

まず、1点目として、これは前段の議員も聞いておりますが、総合評価方式の落札を決める入札評価値についてお聞きします。この入札方法は入札評価値の高い業者が落札することになっておりますが、入札評価値の高い業者が落札した場合に、この評価値等は出ておりますが、参加したほかの2社の評価値を決める根拠となる評価点、これと入札価格をお聞かせください。

次に、2点目として、この建築工事を指名業者の少ないAランクの同じ業者で行う場合ですよね、普通の指名競争入札を取り入れるべきと思うのですが、なぜこの総合評価方式を取り入れたのか、その理由をお聞かせください。

それと3点目、もう一点、この質疑については担当課はわかると思うのですが、お聞きします。この事業は公共事業ですか、イエスかノーかでお答えください。以上です。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 亀井議員にお答えをいたします。

1点目の今回の入札に係る評価点と入札価格でございます。川村総合建設の評価点が110点、入札額が2億9,950万円です。中村建設が評価点が105点、入札額が3億2,380万円、山川工務店が評価点107点で、入札額が2億9,149万1,000円でございます。これらの評価点を、入札額を100万円に換算した額、川村でしたら299.5点で除したものが先ほど説明いたしました評価値ということになっております。

次に、2点目の総合評価方式で行った理由についてであります。総合評価方式は公共工事の発注に当たり、品質の確保を図るため、価格のみでなく、企業の技術力や地域性、社会性などを加味し総合的に評価する落札方式であり、四国内の国・県、市町村で構成する四国地方公共工物品質確保推進協議会においても各発注機関において実施に努める事項とされているところでございますので、本市におきましても室戸市総合評価方式取扱要綱に基づきまして、建設業施行令に規定される重要な工事、建築一式でしたら7,000万円以上、土木工事でしたら3,500万円以上の工事については、原則として総合評価方式による入札を行うということにしているところでございます。以上です。

○議長（濱口太作君） 竹本教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君） 亀井議員さんの御質疑にお答えをいたします。

本工事につきまして、公共工事か否かという質疑であったかと思いますが、市のほうが必要として給食センターを建設する工事、なおかつ県のほうの用地対策課等との協議の上、この工事を事業認定していただいておりますので、公共工事として施工するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（濱口太作君） 亀井賢夫君の2回目の質疑を許可いたします。亀井賢夫君。

○3番（亀井賢夫君） 2回目の質疑を行います。

この方式は、技術的能力や価格、そして品質がすぐれた業者を選定する趣旨で取り入れた入札方式という説明がありましたが、これ単純な建築工事で、この入札方法を全て取り入れる必要があるのか、もう一度説明をお聞きします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 亀井議員にお答えします。

総合評価方式を行っている趣旨につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

ただなお、総合評価方式の入札につきまして、現在国のほうから地方公共団体に対しまして低入札価格調査制度等の活用の措置を講ずるような要請がなされていることもございますので、来年度に向けましては、この制度についての調査研究を進めた上で、室戸市のほうで導入が可能なかどうかなのか、あるいは運営方法などについて検討が必要となっている状況でございますので、御指摘のありました総合評価方式の対象工事のあり方などにつきましても、あわせて総合的に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号平成29年度室戸市一般会計第5回補正予算の専決処分の承認についてから日程第4、議案第2号平成29年度中部学校給食センター建築主体工事請負契約の締結についてまで、以上2件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号から日程第4、議案第2号まで、以上2件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号平成29年度室戸市一般会計第5回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号平成29年度中部学校給食センター建築主体工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これもちまして平成30年2月第1回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時1分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員